

平成24年度第4回年金業務監視委員会

平成24年10月5日

【郷原委員長】 それでは、定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、平成24年度第4回年金業務監視委員会をただ今より開催いたします。

なお、片桐委員及び草野委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

本日は、議事に先立ちまして、先日就任されました石津総務大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【石津総務大臣政務官】 皆様、こんにちは。ただ今、御紹介いただきました、この度、新たに総務大臣政務官を拝命いたしました石津政雄と申します。出身は茨城県でございます。何せ新参者でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は、郷原信郎委員長を始め委員の皆様方には、本当に御用御多端のところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様の業務は、年金業務等々を広く大所高所から監視していただく、こういう大変重要な会でございます。私も、国会議員に当選させていただきましてから、この方面については、特に注意を持って政治活動をさせていただいているつもりでございます。

御案内のとおり、国民の目線から見まして、監視委員会の皆様方の活躍をいただかなくても、つかさつかさできちんと年金業務が行われているというのが本来でございますが、御承知のとおり、過般の不祥事等々によりまして、この年金業務に対する国民の信頼は地に落ちてしまいました。その信頼を回復するためにも、年金業務に渡る監視を幅広く、しっかりとさせていただかなければならないだろうと、こう考えております。年金機構、そして厚生労働省等々、非常に幅の広い形で監視をしていただくわけでございますが、先ほど申し上げましたように、一日も早く国民の皆様方の信頼を回復するために、委員の皆様方の御尽力をいただきたいと思っております。

大変雑駁<sup>ざっぽく</sup>ではございますが、口開けの私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

なお、石津政務官におかれましては、公務御多忙のため、ここで御退席されます。石津政務官、ありがとうございました。

【石津総務大臣政務官】 どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

(石津総務大臣政務官退席)

【郷原委員長】 それでは、これから議事に入ります。

本日は、平成25年度予算概算要求について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。前年度の概算要求との相違点、特に厚生年金保険等の適用、保険料収納事業を中心に御説明をお願いします。

【八神事業企画課長】 それでは、私、厚生労働省年金局事業企画課長の八神と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

25年度の予算の概算要求について、説明資料1-1ということで、3ページほどの資料を用意しています。厚生年金保険等の適用、保険料収納事業を中心としてということでございますが、年金記録問題等も簡潔に触れさせていただきます。

年金記録問題の取組ということで、来年度、737億円の要求をしております。

大きな項目で申します。紙台帳とコンピュータ記録との突き合わせということで、今年度、平成24年度に、年金受給者の方々の突き合わせを終了する予定です。25年度には、被保険者の方々について全件の突き合わせを行いたいということで、452億円の要求をしております。

次に、ねんきんネットを活用した年金記録の確認、記録問題の再発防止といったことで、21億円の要求をしております。記録を確認できるように、ねんきんネットを活用した「e-年金通帳」というものを、来年度末までにスタートするという考えています。ただ、インターネットが使えないような方々のために、印刷をするといったサービスも併せて考えています。

続きまして、次のページに参ります。その他、必要な記録問題対策の推進などということで、264億円を要求しております。厚生年金基金の加入員記録との突き合わせ等々ということで、この金額を要求しております。

厚生年金保険や国民年金の適用、保険料収納対策の取組強化ということで、来年度、37億円を要求しております。この部分は、3ページに少し説明を加えて用意をしています。

まず、厚生年金保険等の未適用事業所の適用促進対策ということで、前年度5億円のところ、取組の強化ということで25.4億円の要求をしています。

大きく二つ書いていますが、適用促進の対象となる事業所に対しまして、文書、電話、訪問による加入促進を外部委託で実施していきます。雇用保険等のデータと突き合わせし

まして、対象となる事業所数が増えているということで、前年度3.9億円のところ10億円の要求になっています。2番目ですけれども、重点加入指導を行うといったことで、人員等が必要となります。また、適用に応じない事業所に対しまして、立入検査、職権による適用ということで、この人員等の確保のために15.4億円の要求をしています。

その下に、枠組みで目標というのがありますが、23年度末時点で把握している未適用事業所を3年以内に半減するという目標を立てています。

それから、国民年金の保険料収納対策ということで、前年度3.9億円のところを11.3億円ということで、取組の強化の要求をしています。

これも大きく二つ書いていますが、これは年金事務所から御本人に対して特別催告状というものを送付し、また、戸別訪問をして納付督促をするといったことに係る人件費、あるいは郵送料といったもので、7.2億円の要求をしております。それから、滞納処分に至るまでの間ですけれども、最終催告状の送付等ということで、送料等で4.1億円という要求をしております。

ここも目標と書いていますが、25年度の最終納付率の伸び幅につきまして、23年度の現年度納付率からプラス6.5ポイント確保する。また、免除の獲得につきまして、次年度夏までに少なくとも半数を免除等に結び付けるという目標を実現すべく、こういった充実、強化の予算を要求しているところです。

簡単ではありますが、私のほうから予算の説明をさせていただきました。

**【阿蘇国民年金部長】** 続きます。国民年金部長でございますが、今、御説明いたしました国民年金、厚生年金保険の適用、収納の状況等につきまして、説明資料1-2で御説明いたします。

まず、1ページでございますが、ただ今御説明がありました年度計画でございます。24年度の目標としまして、国民年金につきましては、22年度の納付率からの伸び幅5.5ポイントを今年度の最終納付率の目標として進めてございます。また、今、説明のありました25年度につきましては、6.5ポイントの上昇を目指すということでございます。免除につきましても、今、御説明のありましたとおり、次年度夏までに半数程度を免除に結び付けようということでございます。

1ページおめくりいただきまして、2ページでございます。平成24年度における国民年金の状況でございますが、国民年金の未納者に対しまして、所得等の属性に応じた収納対策を講じてございます。まず、最終催告状を送付した全ての方を完納に結び付けるために、

差押え等の強制徴収の取組を強化してございます。負担能力がありながら保険料の納付に応じない長期の未納者に対しまして、特別催告状の送付を33万件予定して、納付督促の強化を進めてございます。所得の低い方につきましては、免除の勧奨ということで、41万件を特別催告状の送付対象として、免除を強化するという準備を進めてございます。

市場化テスト事業につきましても、引き続き納付督促や免除勧奨の要求水準や最低水準の設定を見直して、現在、事業を進めているところであります。

平成24年度の状況でございますが、2ページの表にございますとおり、7月末の現年度納付率が対前年同期比でマイナス0.6%ということで若干苦戦してございます。

以上が、国民年金事業の現状でございます。

**【岡村厚生年金保険部長】** 引き続きまして、厚生年金保険につきまして御説明させていただきます。

まず、初めに適用関係でございますが、3ページを御覧ください。平成24年度における主な取組ということで、点線の枠の中に書いてございますが、3点ほどございます。

1点目でございますが、未適用事業所の正確な実態把握ということでございまして、これは従来、10万件程度と言っておったわけですが、前年度、雇用保険データとの突合を行った結果、24万件まで増えておるということで、これは今後とも引き続き正確に把握していきたいと考えております。

2点目でございますが、こうやって把握した未適用事業所につきまして、23年度末時点で把握している24万件を、3年以内に半減するというのを考えておるところでございます。先ほど予算のところの説明いたしましたが、この対策として、有期雇用職員を600人ほど入れまして、その有期雇用職員にバックオフィス業務をやらせることによって、正規職員が外部で働く時間を確保するというのを考えております。

3点目でございますが、そのうち既に適用になっている事業所に対するグリップも強化せねばなりません。一定の申告水準を維持していくためには、既に適用になっているところも調査しなければいけないということで、4年で一巡するというで考えているわけでございます。

次に、4ページの徴収関係でございますが、こちら平成24年度における主な取組ということで3点ほど挙げております。

まず、1点目でございますが、これは従来から言っておりますように、口座振替の促進ということで、口座振替することによって未納、滞納が減るとというのが実績としてござい

ますので、これを引き続き推進していくということでございます。

2点目に関しまして、新規に滞納事業者になったところに対して、初期手順に従い確実に納付督促を実施していくということを書いております。その初期手順とは何かということでございますが、こちらの資料の9ページを御覧いただけますでしょうか。9ページの4.(2)の①のところに書いてございますが、端的に申しますと、新たに滞納となったところにつきましては、早期に着手して適切な措置を行うことによって、滞納の常態化、あるいは滞納金額の大口化を防ぐということをやっておるわけでございます。

3点目でございますが、また同じような趣旨でございますが、繰り返し納付指導しても従わない事業者につきましては、滞納処分をしっかりとやる、さらには国税庁に委任するスキームがございますので、こちらも活用していくということやっていきたいと思っております。国税庁に委任するような案件につきましては、現在、潜在的に150件程度ございまして、これは国税庁とも協議しつつ進めておるところでございます。

次に、資料5ページと6ページは、本年7月末時点の収納状況ということで、23年7月末と24年7月末を比べた数字になっておるわけでございます。現在のところは、堅調に進んでおるのかなと考えております。

次、7ページでございますが、徴収努力をしている一つの指標といたしまして、差押件数というものがあろうかと思っております。22年度につきましては1万3,000件でございましたが、23年度につきましては1万7,700件まで伸びておるわけでございます。差押えの内訳といたしましては、金銭債権である売掛債権とか預金債権がその大宗を占めておるわけでございます。

その次の8ページでございますが、これは、以前頂戴した御質問の宿題返しということでございます。差押えしたものを換価した金額はどのくらいかという質問を頂戴しておったと思いますが、従前、システムの関係で拾えなかったんですが、今年、手作業で拾いまして、その結果がこちらになっているわけでありまして、御参考までに見ていただければと思います。

厚生年金保険関係につきましては以上でございます。

【郷原委員長】 それでは、ただ今の報告に関して、御意見、御質問をお願いします。

【吉山委員】 よろしいですか。

【郷原委員長】 はい。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。最後に御説明いただきました厚生年金

保険の徴収対策についてお尋ねしますが、新規に滞納になった事業所が増えているということで、いろいろ差押え等、苦勞なさっていることは分かりましたが、単純にそれをすごいですねと褒めるだけではなくて、滞納の事業所の実態というのを把握なさっているかどうか、伺いたいんですが。つまり、景気は上向いているとは言いつつも、中小・零細企業では回復どころか、経営がかなり悪化していると思いますので、滞納を新たに始めた事業所というのは、故意に滞納しているのではなくて、経営状態から払えなくなっている所が多いと思うのですが、その内容というのは分析なさったことがありますでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 そういった形の分析ということで、直接つながるかどうかわかりませんが、以前の監視委員会でも、事業所の規模別の滞納率に係るサンプル調査の結果を出させていただいたと思うんですが、やはり小さいところというのは滞納率が高くなっておるところでございます。定量的な数字は今すぐお示しできないんですが、やはり小規模で、資金繰りが苦しいところは滞納が多くなっておるところでございます。他方、厚生年金保険の属性というものを考えていただければ分かると思うんですが、国民年金であれば払わなければもらえないだけでございますが、厚生年金保険の場合は国庫に損害が出る。さらには、従業員の方が払っている預り金的な部分も半分ございますので、事業主負担分を払わないのと一緒に、個人の負担分も払わないということがあってはならないので、もちろん経済状況等を配意しつつ、納付計画については一緒に考えさせていただくというスタンスでやっておるわけでございます。しかし、実際問題としては、御指摘のように、中小規模のところでは苦しいところが増えておるのは事実であろうかと思います。

【吉山委員】 分かりました。

そうすると、納付計画を事業主から出してもらおうと、大体、計画どおりに行っているものなんでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 それは一概には言えないんですが、基本的には、もともとそういう誠意のある方というのはきちんと払っていただける傾向にあるんですが、手形を切っても、またその手形が流れて、流れて、という形で先延ばしなさるところにつきましては、厚生年金保険法によって、保険料額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収することになっていきますので、最終的には雪だるま式になってしまって、差押処分なりをしなければならぬというケースに至る場合が多いということでございます。

【吉山委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【高山委員長代理】 質問です。

説明資料1-1の中で伺いますが、未適用事業所の適用促進対策や国民年金の保険料収納対策には、いずれも目標値が設定されています。ただ、目標値はどのような根拠に基づいて算出されたのか、よく分かりません。

例えば、国民年金の保険料収納対策では、最近、実際はなかなか目標を達成できなくて終わっています。そうすると、一体、何のためにこういう目標を掲げるのか、どういう根拠に基づいて目標値を設定したのか、目標とは一体何なのか、目標を達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。

【松田理事】 それでは、私のほうから答えさせていただきます。

まず、目標の達成の考え方というか、その辺がどうなっているかということだと思いますけれども、説明資料1-2に、従来の目標と対比した形で、今、御指摘のあった24年度以降の目標値を書いてあります。従来の中期計画に基づいて、私ども年金機構として目指すべき目標がこういう形で定まっています。国民年金でありますと、最終納付率について、現年度納付率から4から5ポイントの伸び幅を確保するという形で定められています。今回、国民年金、それから厚生年金保険についても、それぞれ従来の目標を少し上回る目標値が設定されたわけでありまして。

これについては、国民年金についていいますと、納付率が御案内のとおり少し下がり傾向にあって、まだ歯止めがかかっていないという状況で、できるだけ前年を上回るといいますか、回復させていく必要がある。そういう中で、具体的に6.5ポイントの伸び幅がいいのかどうかという議論は必ずしも明確にはなっていませんけれども、従来の目標を上回る目標ということで、この数字が設定されていると理解をしています。

厚生年金保険についても、どちらかという徴収というよりも適用促進が必要だろうということで、従来の目標についていいますと18年度の実績水準を回復する。ですから、年金記録問題が発生する前の水準まで戻していこうという、やや抽象的な目標でありましたけれども、これにつきまして具体的に23年度末の未適用事業所数を3年間で半減させましょうと。

これは、具体的に国民年金の納付率について何か根拠があったというわけではありませんけれども、こういう数字を定めて、全体的に見ると収納対策を強化する、あるいは厚生年金保険の適用対策を強化するという観点から設定をしたものであります。

目標が達成されなかったらどうなるのかということでありまして、我々としては、目標に向けていろいろな取組を強化して、できるだけそれを達成するように努力していく

ということでありまして、実際にこれがどうなるかということではありますと、これは各独立行政法人がそうだと思いますけれども、目標に照らして実績が悪ければ、それに応じた評価がされるということではないかと理解をしております。

以上です。

**【郷原委員長】** ちょっと私から、今の質問にも関連するんですけども、確かに厚生年金保険の未適用事業所というのは、本来、法律上は許されないわけで、適用していくというのは当たり前ではあるんですけども、ただ、前々からこの場でも言っていますように、大企業と中小企業との間では経営実態に大きな差があって、一旦適用すれば、先ほど岡村部長が言われたように、これはもう国損が生じるとか、場合によっては従業員からの預かり金を事業主が横領するような形にもなりかねないので、どんどん徴収していかざるを得ず、中小企業でどうしても払えないという実態が出てきた場合に、非常に苛酷なことになっていくのではないかと思います。

これは法律上の問題は別として、以前はおそらくある程度現場で、適用の拡大と、どう徴収していくかということについて、若干柔軟な考え方などもあったのではないかなと思うんです。ところが、今年度の予算からすると、それを外部委託に切り替えて、そういう裁量の余地なくバシバシ適用していったら、その結果、適用した事業所からはガンガン厳しく取り立てるということになる。法律上は当たり前なんですけれども、それは中小企業の経営実態からすると、非常に厳しいことになってしまうのではないかとちょっと懸念をするんですね。

現に、ここのところ厚生年金保険の徴収が急激に厳しくなって、中小企業にとって大変な状況になっているという悲鳴に近い声なども我々のところにも聞こえてくるものですから、今の方針が現場にどういうしわ寄せを与えているのかというところが、我々、非常に気になる場所なんです。日本年金機構の厚生年金保険の徴収の現場の状況について、最近、何か感じられていることとか、問題意識を持たれていることとかはないでしょうか。

**【岡村厚生年金保険部長】** 確かに、中小企業の方にとりまして、年金保険料というのは税金と違いまして、たとえ赤字であっても払わなければならないもので、経営が苦しい方にとっては、払っていくことが非常に厳しいというシチュエーションもあろうかとは思っています。

年金機構の現場がどうなっているかということではございますが、1人当たり何件という件数を持ってやっておるわけなんです。滞納件数は増加し続けておりまして、都内です



と200件近くの件数を持ってやっているところがございます。結局、徴収するのも大事なんですけれども、債権管理という観点からは時効の停止とか、そういったこともやらなければいけないので、やはりそういう200件のものをメンテナンスしながらしっかりやっていくということで、機構職員としては精一杯やっておるところでございます。

確かに、裁量といいますか、そういうところはあるんですが、やはり国税徴収法に基づいて厳然とやっておるわけでございますので、そこは現場レベルにおいて、いわゆる裁量というのは従前ありましたように若干危険な思想でございますので、やはりそこは法にのっとったところでやるということで、制度問題の部分は執行としてはちょっと申し上げにくいところがあるんですが、我々としては、制度の中で精一杯やっておるというお答えになろうかと思えます。

【郷原委員長】 この未適用事業所への適用についての外部委託というのは、今年度からですか。

【岡村厚生年金保険部長】 これは従前からやっておるんですが、50人以上の大きいところは正規職員が勧奨し、5人以下とか、小さいところにつきましては外部委託ということで、手紙、電話、訪問による勧奨を行っておるわけでございます。これ自身、強制的な側面はございませんので、厚生年金保険の趣旨を説明して入ってくださいということで、入る意思を示されましたら職員のほうにつないで適用させていただくと、こういったシステムになっておるわけでございます。

【郷原委員長】 こういうところに予算を掛けるということは、適用を拡大して入ってもらうために、これだけお金を掛けるわけですね。

【岡村厚生年金保険部長】 はい。

【郷原委員長】 入ってもらうことが全ての面においていいんだということなら、それはそれで大変結構な話なんですけれども、入ってもらうことにもお金を掛け、そして入ってもらった結果、非常に苛酷な状況になるというのは、何となく抵抗感みたいなものがなくはないんですよ。全くお金を掛けないで、できるだけ努力して適用を拡大するということはもちろん必要だと思うんですが、これだけのお金を掛けることが果たして全体として適切なのかということ、若干疑問の余地もないわけではないんですが。

【鹿沼事業管理課長】 私も、ここに9月から来て、今回、この委員会に出席するに当たって、この2年間辺りの議事録もいろいろ読ませていただきました。確かに、法に基づけば、きちんと適用をやっていかなければいけないわけですし、一方、先生が度々言われ

ているというのは重々承知していますが、「そういった小さいところについて適用していくことで、それが結局、払われない」、「強制徴収した場合には、下手したら倒産ということにもなるのではないか」そういう御意見がもう一方にあるというのは、分かってはおります。ただ、私どもとしましては、どうしても法律がこうなっている以上、そこをきちんと進めていかなければいけないという責任がございます。また、適用をされない事業所の中には、やはりいろいろな方がいらっしゃるだろう。それは、本当に困っていらっしゃる方もいれば、そうでない方もいらっしゃるかもしれない。やはり制度を預かる立場としては、そこはきちんとやってくださいと言わざるを得ないところだと思っております。

**【郷原委員長】** 適用というのは本来、直ちに適用されるべきであって、猶予も何も無いと思うんですけども、例えば、どうしても今、直ちには入れる状況ではないので、こういうふうに段階的に何とかしてきちんと入って、払うようにしていくからということには許さないですよ。とにかく適用というのは機械的に、一律にやるということにならざるを得ないということですよ。

**【鹿沼事業管理課長】** はい。

**【高山委員長代理】** 今の点については、むしろ制度の問題のほうが多いと思います。機構のほうにどうしろ、ああしろと言っても、機構で引き取れないような問題ではないでしょうか。むしろ年金局のほうに引き取ってもらって、徴収が極めて困難なところに対する適用の在り方とか、保険料の設定の仕方、あるいは今の適用事業所の範囲が妥当かどうかも含めて、検討する余地がそれなりにあると思うんです。現に諸外国でも、規模の小さい企業に対しては、保険料の水準を下げた適用するというようなこともあります。年金局全体として、今後、それらを検討することは全くないのでしょうか。

**【鹿沼事業管理課長】** これも多分、今まで何度かお答えをさせていただいているところではないかと思いますが、国会等を含めて、今までは適用対象の事業所を拡大していく、あと、観点はちょっと違うと思いますが、今回もパートについて少し適用を拡大していこうとしていますし、適用を広げていくという方向の御意見が強いと思っております。そうした中で私どもとしては、現時点で、先生方のおっしゃるような意見があるというのは重々分かった上ではありますけれども、現在、具体的にどうこうという考えはないというところでございます。

**【村岡委員】** よろしいですか。この国民年金の表を拝見していて、非常に単純に言うと、55%の方がお払いになっていて、20%近くの方は正当に免除されているとすると、25%

くらいの方は、もちろん個人の責任だと言ってしまえばそれまでですけれども、将来、国民年金をもらえない。極論すると、国民年金をもらえず、自分で自分をサポートできないということになると、仮にこの全員がほかの社会保障に行ってしまうとすると、これも大変ですよ。その辺で、これは年金機構の問題ではなくて、むしろ国のほうで将来をどうお考えになるかという話ですから、ここでどうこうする話ではないと思うんですけれども、この数字だけ見ていると、すごく将来が恐ろしい気がするので、是非その辺については、政務も含めて、きちんといろいろ議論して、政治的に解決していただきたいというのが素朴な要望なので、よろしくお願いします。

**【鹿沼事業管理課長】** 正におっしゃるとおりだと思っていますし、そういう意味でいえば機構のほうでも、目標設定がちょっと高過ぎるのではないかという意見はあろうかと思いますが、そういった高い目標を掲げながら、それに向けて一生懸命努力をしていこうとしています。特に国民年金の場合、そんなに保険料が高いわけではなく、払える方はいらっしゃると思うので、そういう方に対しての強制徴収はきちんとやっていかなければいけないですし、その一手手前の特別催告状というのも、今回、やっていくということで、全体として収納対策を一生懸命やっていこうと思っていますところでは。

**【岸村委員】** すみません。何点かお伺いをしたいんですけれども、まず適用人数ですが、国民年金第1号被保険者と厚生年金保険を見ますと、国民年金第1号被保険者については昨年の7月との比較で35万7,000人減という実績だと思います。それに対して、厚生年金保険は21万2,000人増えています。そうすると、厚生年金保険の適用の効果とかもあろうかとは思いますが、それ以上減っているのは、60歳に到達したり、定年退職ということで、必ずこういうような傾向を示すのでしょうか。まず、それが一つです。

続けて、厚生年金保険の徴収努力で滞納処分とか、その前の訪問による指導とかもあると思うんですが、そういう事業所はおそらく健康保険も滞納しているのかなど。特に、昔の政管健保、今の協会けんぽの場合、両方滞納していて納付折衝に行かれたときに、どちらを優先するとか、しないとかいうルールが法的にあるのか、ないのか。

もう一つ、厚生年金保険の7月末の実績の比較で、収納率や口座振替実施率が伸びているんですが、これは何か対策の効果なのか。若しくは、昨年の大震災があつて、それによる急激な落ち込みに対して、今年、反射的に、自然に回復したものなのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

**【阿蘇国民年金部長】** まず、国民年金第1号被保険者の人数でございますが、減少し

た35万人についての細かい分析はまだしておりませんが、もちろん団塊の世代が抜けたということもありますし、あとは景気が若干改善したり、震災の関係の部分で厚生年金保険のほうに若干移ったということも一つの要因と考えられるということでございます。

**【岡村厚生年金保険部長】** 厚生年金保険関係をお答えさせていただきます。

厚生年金保険の被保険者の数の増減でございますが、これは適用事業所と同じでございます。直線的に増えておるといってわけではなくて、失業して国民年金に行かれる方もいれば、新たに厚生年金保険に入ってくるという方もいらっしゃるわけで、増えておるといのは、結果として増えておるとい側面があるのも事実でございます。

2点目でございますが、健康保険と厚生年金保険の両方を滞納している場合、どういうことになるかという、法律上は収納した金額を案分することになっておりますが、結果として、ちょっと厚生年金保険のほうが多くなっておるといところでございます。

それから、24年度の収納率が上がっている効果でございますが、震災につきましては、激甚災害地域は、もともと免除になっておったり、停止になっているので、多少の影響はありましたが、それがものすごい影響を及ぼしておるといわけではありません。収納率としては小数点以下でございます。収納率が上がる、下がるというのは、前回御指摘も受けておりますように、例えば不納欠損で落としたりしたところで分母が減りますから上がるということもございます。ただ、施策としては下がってはおりませんので、何らかの施策効果を表しておるとは思うんですが、これがどうという因果関係というよりは、全体として頑張っておるので上がっておるといことになろうかと思っております。

**【岸村委員】** ありがとうございます。

**【郷原委員長】** 先ほどの話にちょっと戻るんですが、確かに法律上、当たり前のことを当たり前やっついていかないといけない、それは当然なんですが、そのために国民から、そして中小企業の方々からトータルでどう思われているのか。年金制度というものが何かすごく冷酷で、情け容赦のない制度だと思われることは、トータルでプラスなのか、マイナスなのかということも是非考えていただきたいと思うんです。ですから、若干の予算は、むしろそういったことに関して、少しでも現場でのあつれきみたいなものを消すために、少しでも血の通った対応をするための予算というのも考えられていいのではないかと。

ある中小企業の方から届いた匿名の手紙の中で、滞納している企業に対して、保険料が払えない企業は倒産に追い込むようにしていると、年金事務所からはっきり言われた経営者もいると。本当かどうか分かりませんが、そういうふうに思っている人もいるん

ですね。今、国は、どんどん中小企業なんか潰す方向に向かっている、厚生年金保険の適用とか徴収というの、そういう方針でやられていると思っている人もいるぐらいで、そういう人たちにとってみると、厚生労働省は片方では企業を倒産に追い込み、片方で失業者を減らす対策をしているということに矛盾を感じるとも言っているわけです。確かに数字は、適用事業所は増えていった、滞納は少なくなった、でも、その分、失業者がどんどん増えて、そのための対策にお金が掛かるということであれば、トータルでどちらがプラスなのか分からないではないか。そういうことも含めて、全体として最適化ということを厚生労働省のほうで是非考えていただきたいと思いますし、特に予算の配分ということに関しては、バランスの取れた予算というものを考えていただきたい。これは私個人が思うことなんですが。

**【吉山委員】**　今の委員長の発言に関連してくるんですけども、中小・零細企業は、お金がなくなってくると保険料を払うためにどうするかというと、従業員を解雇して失業者を増やす、又は給与を減らすという方法が結構出てきます。先ほどいただいた説明資料1-2の3ページのところに、平均標準報酬月額が出ているんですけども、24年度は23年度に比べて下がっていますよね。給与が下がっている、それで保険料率が上がっていくので、労働者の手取りも減っていくという現象が見られています。法律を根拠に年金制度もできているので、ここで裁量を持ち出すのはおかしいのかもしれないのですが、また、間違いかもしれませんが、もう少し世の中の実態を見ていただきたいと常々思っています。今までの議事録を御覧になっているのだったら、前も同じことを発言したのではないかと思いますけれども、法律はもちろん守らなくてはいけないと思いますが、法律のほかにもう一つ、人間的な考え方を入れていただきたいと思っております。お願いします。

**【八神事業企画課長】**　いろいろ貴重な御意見ありがとうございます。私ども、実は今日、事業部門が来ておるもので、制度部門にも今日のお話のようなことは、もちろんきちんと伝えていきたいと思えます。ただ、これはもう繰り返しになって誠に恐縮であります。私ども厚生労働省としても、適用事業所や被保険者の範囲といったものを拡大することが、国民の、例えば被用者のためになるという声を、国会等でも受けて、今までこういう制度を作ってきています。現時点においても、例えば一体改革などの中でもむしろ拡大をするような方向にあると、そういうことで制度を作ってきておるところは、御理解をいただければと思っています。

**【吉山委員】**　よろしいですか。今、おっしゃっていたことは事実でして、確かに特に

大きな企業のところで、パートやアルバイトの方で社会保険に入りたい、入ったからやっ  
とこれで身分が安定したという声をよく聞きます。片や、手取り重視の方も非常に多く、  
特に適用拡大でパートやアルバイトの方を入れるということになると、そういった方とい  
うのは、世帯の中の補助的な生活費を担っている関係で、一銭でもいいから手取りが多く  
あったほうがいいという意見も聞かれます。世の中全体の人が適用拡大に不賛成なわけ  
ではなく、もちろんそれはありがたいと言っている労働者の方も多いため、ケース・バイ・  
ケースであり、一概に何が正しいという結論は出ないので、多分、厚生労働省の方も頭を  
抱えていらっしゃる部分は多いと思いますけれども、ある程度の配慮が欲しいなど、ちょ  
っと感じたところです。

【高山委員長代理】 適用をできるだけ拡大するという方向に政治の意思があったとい  
うことはそのとおりだと思うんですが、今回の3党合意の中でパートの適用に関する条件  
が一部変更になりました。実施年度も少し先に送られましたけれども、501人以上の大企業、  
月収ベースで8万8,000円以上、1年以上の雇用契約という条件が付いたわけです。これを  
実際の現場でいうと、企業から上がってくる厚生年金保険加入者はこれこれでございます  
というレポート、それが本当に正しいかどうかを日本年金機構でチェックすることはそん  
なに容易でないと思うんです。

一つ一つの企業へ行って、1年以上の雇用契約の人のリストを全部出してくださいとい  
ったときに、企業側が本当にそれを正直に出してくれるかどうか。仮に、うそのレポート  
を提出した場合、どうやってそのうそを見破るのか。月給8万8,000円以上という要件の確  
認をどうするのか。実際、このパートの適用によって日本年金機構にかなりの負荷がかか  
るのではないかと。これは政治のほうで決めた話であって、皆さんにどれだけ責任があるの  
か分からないんですけれども、ただ、こういう具体的な細かい条件を付けられて、しかも  
法律どおりにやりなさいとなっています。他方、日本年金機構には人も予算も増やさな  
いでしょう。

パートへの適用拡大が適正に行われていくのか。困難が待ち受けていると思います。

もう一点、今日の説明資料1-1の2ページ目の一番上段に、持ち主が見付かっていな  
い記録に対する対応の仕方が書いてあり、まず、ねんきんネットで検索ができるようにす  
るということですが、ねんきんネットの利用登録をしている人はまだ著しく限られて  
います。ねんきんネットの利用登録者を今後、どうやって増やしていくのでしょうか。  
それから、市町村や郵便局などの協力を得て、年金記録の確認を呼び掛けるキャンペーン

を推進すると記述されていますが、確認というのは、具体的に何をどうやってやるのでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 では、1点目のパートの方を適用する制度が担保されるのかということに関する御説明をさせていただきます。

正に御指摘いただいたとおり、危惧のあるところではございます。執行当局としてどうやっていくかということではございますが、まだ制度は始まっておりませんが、想定されるところでは、先ほども説明しましたように、現在、4年一巡で事業所調査をやると言っております。その際、ただ漫然と調査するのではなくて、事業所のコンプライアンスのレベルにつきまして、ある程度記録を残していくことが大事だと思います。そういったコンプライアンスのレベルに応じまして、若干コンプライアンスのレベルが高くないと思われるところにつきましては、総合調査とか念入りに調査する必要があります。

さはさりながら、御指摘のように悉皆でパートの給与簿<sup>しゅうぼ</sup>が見られるというわけではございません。そこでどうやっていくかという、やはり制度の周知をいたしまして、実際、働いている方からの通報でございませうとか、あるいはサンプリング的に抜き出しまして、おかしいものはないかとか、あるいは、現時点ではまだできるかどうか分かりませんが、国税の源泉徴収の情報というものもございませうので、そういったものを駆使しつつ、制度として担保していきたいと考えているわけではございます。

以上でございます。

【鹿沼事業管理課長】 若干付け加えますが、先生おっしゃるとおり、そのところはやはりいろいろ難しい問題が実務的に出てくると思うんですね。それについては、やはり紛れないようにきちんとやっていかないと、いろいろ変なことが起こると思っています。機構のほうからもいろいろ照会をいただいております、相談しながら、きちんと施行前に何とかしていきたいと思っています。いろいろな課題について、これから正に詰めようという段階でございます。

【薄井副理事長】 一つは、法施行ということで、通った法律がまだ施行になっておらず、実際に動き出すのは来年というよりはもっと先になりますので、それに向けてどのような体制が要るのかということも私どもとして整理して、必要な体制については年金局を通じてお願いをしていくということになろうかと思っております。

もう一つ、ねんきんネットのほうです。今日は手元に資料がありませんけれども、具体的には、前に御説明したように、未統合記録5,000万件のうち二千数百万つながつたけれど

も、まだ分かってない方がいます。そういう方の記録を、ネットで特定はできませんけれども、こういうところの記録がありますということをお示しして、それを見ていただいて、これは自分の記録ではないかと。場合によれば、お子さんとか、そういう方がアプローチをされたときには、お父さんとか、あるいは、おじいちゃんの記録ではないかと、こういうものを見て年金事務所に御相談に来ていただけると。こういうふうな仕掛けを、来年の年が替わったところでスタートしたいと思っています。いろいろな記録等を見ても、例えばこういう業種でつながっていない記録が多いということも、併せてお出しをして、それらを参考にして御覧をいただくということを考えております。

【高山委員長代理】 日本年金機構にはホームページがあります。

【薄井副理事長】 はい。

【高山委員長代理】 そのホームページで、特殊情報として未統合記録のうちの何かを流すということはやらないのでしょうか。

【薄井副理事長】 基本的には、個人の記録でございますので、年金機構のホームページからねんきんネットに入っていただいて、必要な情報が御覧いただけるようにいたします。IDをお持ちの方が大分増えてきて、今は100万人を大分上回ってきていると思いますが、これが普及していくということと、いろいろ呼び掛けの際に、こういうことでIDパスワードを持っていただいて、御覧くださいという呼び掛けも、併せてしていこうと思っています。それから、受給者についていうと、ねんきんネットというのは結構大きなツールになりますので、年金の裁定請求に来られた際にはIDの発行についてもお尋ねをして、できるだけ普及をするといったことも、今、取り組んでいるところでございます。

【郷原委員長】 先ほど、コンプライアンスのレベルを高めていくということも、一つの方法として考えていくということをおっしゃって、これは非常に重要なことだと思います。ただ、ちょっと、私もコンプライアンスを<sup>なりわい</sup>生業にしている人間として一言言わせていただくと、そのコンプライアンスが単純に法令規則を守らせればいい、遵守させればいいということ一辺倒であるとする、先ほど申し上げたように、本当にトータルで社会にとってプラスになるとは限らないような状況を招く可能性もなきにしもあらずだと思うんですね。

これは、確かに制度面の話でもありますし、本来、年金業務監視委員会がカバーする領域ではないのかもしれませんが、私が何回もこの場で言っていますように、もともとこういうような監視委員会が立ち上げられるきっかけにもなった、社保庁時代の一つの不祥事でもある厚生年金保険記録の遡及訂正問題なども、やはり、制度の硬直的なところ



が背景にあり、それに対して現場レベルで何とかしようとした面もあったのではないかと  
いう気がしています。そういうような不祥事をなくして、解消していくプロセスで、あま  
りにそれが厳格な方向にばかり向かってしまって、かえって現場でいろいろなマイナスを  
生じさせることがないように配慮していくことも、一面で重要なことではないかと思いま  
す。

そういう意味で、制度論の問題ではあるんですけども、やはり考えなくてはいけない  
ことは、その制度を議論する国会の場とか、いろいろな議論において、果たして本当に中  
小企業の現場の実態を踏まえた議論になっているのだろうかというところも一つ大きな問  
題なわけですし、そういう現場の実態というのは現場でしか分からないことですから、あ  
まりに一方的に、とにかく守らせればいいんだ、遵守させればいいんだということではな  
くて、現場の苦悩を吸い上げていくようなシステムを、その情報が日本年金機構の中でも  
少しでも上のほうに伝わり、そして厚生労働省でもそういったことを活用していかれるよ  
うな方向を考えないと、なかなか議論と現場の実情とはかみ合っていないと思うんです  
ね。

そういう面で、今日いろいろ御意見を申し上げたことは、本来、ここで議論すべきこと  
とちょっとずれる面もあるかもしれませんが、是非参考にさせていただきたいと思いま  
す。

ほかにございませんか。

**【吉山委員】** 国民年金の徴収について、ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけども、「年金は払わなくてはいけないよ」と説明すると、「25年たったら、もうやめてもい  
いか」ということをよく言われるんですよ。つい最近、今年になってからだと思うんです  
が、年金保険料を払うように説明したところ、「10年でもらえるようになりそうだから、も  
う払いたくない」とおっしゃった方がいらっしゃるんです。今後もそういう方が増えてく  
るのではないと思うのですけれども、今まで指導なさっていた中で、そういう意見、確  
信犯として払わないでいるという方はいらっしゃいますでしょうか。

**【阿蘇国民年金部長】** 今、おっしゃるように、国民年金の受給資格期間は現在25年、  
それから年金機能強化法が施行されれば10年ということになりましたが、現場での声も非  
常に多うございます。40年間の加入期間を全て納付して満額の年金になるということ  
を丁寧に御説明して、御理解をいただきながら進めているということですが、やはり  
25年たったので、私はもういいという方が多々おられるということも現場で出ております

ので、現場の職員も、満額の年金を受給するために納めていただくことを丁寧に御説明している状況でございます。

【吉山委員】 満額の年金ということで、納得していただけることは多いでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 国民年金には国庫負担があることとか、非常に経済性のあるものだという御説明をして、御理解をいただいているというような声も聞いており、お客様からそういうお礼の手紙があったという事実も何件かございますので、引き続きそういう御説明を続けていきたいと思っております。

【吉山委員】 得な制度だよと説明するようにはしておりますが、結構苦勞するところだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

【郷原委員長】 ほかにありませんか。

ほかにないようですので、それでは、これで本日の委員会は終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。